附属書第〇三〇四・五五号の次に次のように加える。

〇三〇四・五六	さめ
〇三〇四・五七	えい（がんぎえい科のもの）

附属書第〇三〇四・八七号の次に次のように加える。

〇三〇四・八八	さめ及びえい（がんぎえい科のもの）

附属書第〇三〇四・九三号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改め、同附属書第〇三〇四・九五号の次に次のように加える。

〇三〇四・九六	さめ
〇三〇四・九七	えい（がんぎえい科のもの）

附属書第〇三〇五・三一号及び第〇三〇五・四四号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改め、同附属書第〇三〇五・五一号の次に次のように加える。

〇三〇五・五二	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）
〇三〇五・五三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルスを除く。）
〇三〇五・五四	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくまぐら（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとしびやも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）
〇三〇五・六四	号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改める。

附属書第〇三・〇六項及び第〇三・〇七項を次のように改める。

〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
〇三〇六・一一	冷凍したもの
〇三〇六・一二	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
〇三〇六・一四	ロブスター（ホマルス属のもの）
〇三〇六・一五	かに
〇三〇六・一六	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）
〇三〇六・一七	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
〇三〇六・一九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
〇三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
〇三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）
〇三〇六・二三	かに
〇三〇六・二四	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）
〇三〇六・三三	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）
〇三〇六・三四	その他のシュリンプ及びプローン
〇三〇六・三五	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
〇三〇六・三六	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
〇三〇六・三九	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
〇三〇六・九一	ロブスター（ホマルス属のもの）
〇三〇六・九二	かに
〇三〇六・九三	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）
〇三〇六・九四	シュリンプ及びプローン
〇三〇六・九五	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
〇三〇六・九九	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
〇三・〇七	かき
〇三〇七・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
〇三〇七・一二	冷凍したもの
〇三〇七・一九	その他のもの
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）